

写

# 請願第7号

令和4年11月30日

二本松市議会議長

本多 勝実 殿

## ミニマム・アクセス米の削減など運用を改め、 生産費を償う価格下支えと食料支援の制度化を求める請願

請願団体名

住 所

代表者 安達地方農民連

会長 佐藤佐市



紹介議員

菅野 明

### 【請願趣旨】

1995年に始まったミニマム・アクセス米（MA米）は、国内産米の需要を奪い、米価下落の要因として米農家に重大な影響を与え続けてきました。しかし不人気であるため主食用に回っているSBS輸入米は2017年度を最後に10万㌧の全量を落札せず、2021年度はわずか2万㌧止まりとなりました。しかし政府は不足分を一般MA米として輸入し、年間77万㌧の輸入を続けています。

2021年から続く国際的な穀物価格の高騰、急激な円高の進展により、日本が輸入する穀物価格は高騰し、2022年度第3回入札では1㌧当たり254000円という、国内産米価格を大幅に上回る異常な価格となりました。

しかも、MA米77万㌧のうち毎年約60万㌧が1トン当たり2万円程度の飼料用途に販売されているため、輸入価格との差損が生じ、政府はその穴埋めに数百億円もの税金を注ぎ込んでいます。国民が必要としないMA米への財政支出は問題です。

国際的に食料の安定保障が急務となり、食料自給率38%の日本がいかに安定的に国内産の食料を確保するかは重要課題です。MA米への財政支出を改め、国内稲作の維持・発展に振り向けるべきです。そのためには、市場米価に左右されない米作りの基盤を作るため、生産費を基礎にした価格支援策が必要です。60kgあたり2000円の補填で約2400億円、3000円ならば3600億円の財源で可能です。

こうした生産を支える政策は、肥料価格をはじめ資材高騰でダメージを大きく受けている日本の稻作農家をささえることになります。

なお、アメリカでは消費者への食料支援（SNAP）が制度化され、消費者支援になると同時に生産者への販売支援につながっており、食料・農業政策としても、困窮対策としても効果を發揮しています。つきましては、以下の事項について請願します。

### 【請願事項】

- 一、国内消費に必要のないMA米（ミニマム・アクセス米）の輸入は削減など、少なくとも国内の需給状況に応じた輸入抑制を直ちに実行すること。
- 二、生産費を基礎にした価格保障制度を実現すること。
- 三、生活困窮者への食料支援を制度化すること。



## ミニマム・アクセス米の削減など運用を改め、 生産費を償う価格下支えと食料支援の制度化を求める意見書（案）

1995 年に始まったミニマム・アクセス米（MA米）は、国内産米の需要を奪い、米価下落の要因として米農家に重大な影響を与え続けてきました。しかし不人気であるため主食用に回っている S B S 輸入米は 2017 年度を最後に 10 万㌧の全量を落札せず、2021 年度はわずか 2 万㌧止まりとなりました。しかし政府は不足分を一般 MA 米として輸入し、年間 77 万㌧の輸入を続けています。

2021 年から続く国際的な穀物価格の高騰、急激な円高の進展により、日本が輸入する穀物価格は高騰し、2022 年度第 3 回入札では 1 ㌧当たり 254000 円という、国内産米価格を大幅に上回る異常な価格となりました。

しかも、MA 米 77 万㌧のうち毎年約 60 万㌧が 1 トン当たり 2 万円程度の飼料用途に販売されているため、輸入価格との差損が生じ、政府はその穴埋めに数百億円もの税金を注ぎ込んでいます。国民が必要としない MA 米への財政支出は問題です。

国際的に食料の安定保障が急務となり、食料自給率 38% の日本がいかに安定的に国内産の食料を確保するかは重要課題です。MA 米への財政支出を改め、国内稻作の維持・発展に振り向けるべきです。そのためには、市場米価に左右されない米作りの基盤を作るため、生産費を基礎にした価格支援策が必要です。60 kgあたり 2000 円の補填で約 2400 億円、3000 円ならば 3600 億円の財源で可能です。

こうした生産を支える政策は、肥料価格をはじめ資材高騰でダメージを大きく受けている日本の稻作農家をささえることになります。

なお、アメリカでは消費者への食料支援（S N A P）が制度化され、消費者支援になると同時に生産者への販売支援につながっており、食料・農業政策としても、困窮対策としても効果を発揮しています。つきましては、以下の事項について強く要請します。

### 記

- 一、国内消費に必要のない MA 米（ミニマム・アクセス米）の輸入は削減など、少なくとも国内の需給状況に応じた輸入抑制を直ちに実行すること。
- 二、生産費を基礎にした価格保障制度を実現すること。
- 三、生活困窮者への食料支援を制度化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先 内閣総理大臣 殿  
経済産業大臣 殿  
農林水産大臣 殿